

個人が特定されたアイヌ遺骨等の出土地域への返還等の手続に関する指針

- 1 個人が特定されたアイヌ遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品（以下「特定遺骨等」という。）について、祭祀承継者から返還請求がない場合又は祭祀承継者を特定することができない場合には、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成30年12月26日閣副第831号，30文科振第336号，国北総第91号）に定める出土地域特定遺骨等として地域返還及び集約に係る手続を行うものとする。
- 2 上記に基づき返還する際、地域返還を受ける地域返還対象団体に対して、地域返還後に当該特定遺骨等に係る祭祀承継者が現れた場合には、当該祭祀承継者の慰霊の念を尊重しつつ十分に話し合い、解決を図ることを確認するものとする。